

## 説明

一、本表は妻一人のみに要する生活標準調である。

二、本表中主人在宅費あるは乗船中の主人が一箇年を通して家庭に歸り得る日数を三十日とし其際に要する特別賄料を計上したものである若し主人が休業在宅するときは其費用は此外に増加する勘定となるのである。

三、本表には妻の働きに依りて收入があるかも知れない副業の賃金は計上しないのである何故なれば假令副業に就き得る場合があるにしても夫婦は單に手足縛ひのない間だけであるのと若し幸に副業より生ずる收入があつたとしても夫婦は備荒貯蓄の方に振り込むのが適當と信するからである。

四、本表には妻二十歳より五十歳までの養老保險を付けることになつて居る夫婦は老後の準備に對する一助となる爲めである。

五、若し主人が一箇年に付一箇月休業して宅に居るすれば食料だけでも少くとも一日に金六拾錢乃至八拾錢即ち月に拾八圓乃至貳拾四圓を増すことになる之を十二箇月に割當れば月割金額が壹圓五拾錢乃至貳圓となる。夫れだけ本表の合計金額よりも多くなることになる。

六、本表の家賃相當の室を手に入れることは非常に困難であると謂ふことである尤も此家賃は多少賛澤の様に思はるゝかも知ぬが海員の家庭は主人が常に不在勝であるから比較的心配の少くない締りの宜い場所を選ぶ必要があることを諒さなければならぬ。

第一號表A 標準額 第二號表B 夫婦生活標準調 第一號表C 獨身者生活標準額 第二號表D 合計金額

第一號表A 標準額	金四	拾七	圓九	拾貳	錢也
第一號表B 標準額	金四	拾八	圓八	拾八	錢也
合計	金九	拾五	圓〇	五	圓拾錢也

## 説明

人類として一生獨身生活を營むことは人生としての意義をなさぬ隨て相當の年齢に達したる暁に於て夫婦生活に入るは自然の數でなければならぬ世人或は海員の如き任處不定の生涯に於て家庭は寧ろ無きに如かずとの説をなすものあるやも知れぬが斯の如きは實に暴論の甚だしきものである家庭は本人を眞面目ならしめ又責任觀念を深からしめ且假令遠く海上に出てたる場合に於ても尙且一種偉大の慰藉と希望を與へ而して輕舉の行動を慎む上に於て最も力強き連鎖となるのである之を獨身者の所謂行く先き我家とするが如き傲放なる觀念の下に其日を送る生涯に較ぶれば實に雲泥も啻ならずである殊に立國上無くてはならぬ海國健兒に對し獨身生活を強くるが如きは實に不條理の極と謂ふべきである之が茲に夫婦家庭生活費の標準を定むる必要ある所以である。

第三號表 夫婦子供一人生活標準調 第二號表A 標準額に子供一人に対する費用を加へたるもの即ち。

第二號表B 標準額	金九	拾圓〇	拾錢也
子供一人	金百〇	五圓	拾錢也

## 説明

夫婦にして子供の出來るは自然である然るに其費用に就ては何れの家庭に於ても正確に之を計上せられたる数字を見出すことが出来ぬのである故に止を得ず一般の評を聞き合せて最低の推定額を示したに過ぎない

(一) 第四號表 夫婦子供二人親一人生活標準調 第三號表の標準額に更に子供一人親一人に要する概算額を加へたるもの即ち。